

政治団体設立届

令和 年 月 日

岩手県選挙管理委員会 様

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

（代表者氏名の記載方法については、備考3を参照すること。）

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名 称	()	政治 団 体 の 区 分	☐ 政党 ☐ 政党の支部 ☐ 政治資金団体	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 ☐ その他の政治団体 ☐ その他の政治団体の支部
目 的	別 紙 の と お り	組 織 年 月 日	令 和 年 月 日	
主たる事務所の所在地	(〒 -) (電話)			
主たる活動区域				
	(ふりがな) 氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号	生 年 月 日	選任年月日
代 表 者	()	(〒 -)(電話)	年 月 日	令和 年 月 日
会 計 責 任 者	()	(〒 -)(電話)	年 月 日	令和 年 月 日
会計責任者の職務代行者	()	(〒 -)(電話)	年 月 日	令和 年 月 日
支部の有無	☐ 有 ☐ 無	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用 関 係 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
国会議員関係 政 治 団 体 の 区 分	☐ 政治資金規正法第19条の 7第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	☐ 現職 ☐ 候補者等	
	☐ 政治資金規正法第19条の 7第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 ()	公 職 の 候 補 者 に 係 る 公 職 の 種 類	
		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	☐ 現職 ☐ 候補者等	
	☐ 政治資金規正法第19条の 7第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体	主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名 ()	左記の者に係る公職の種類	
			☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名 ()	左記の者に係る公職の種類	
			☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	
	()	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員		

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、以下のいずれかの方法により記載すること。
 - ① 代表者本人の署名(自署)
 - ② 代表者本人の記名押印
 - ③ ①②のいずれにもよらない場合は、以下の書類を提示又は提出すること。
 - ア 代表者本人が提出する場合にあっては、候補者本人の本人確認書類
 - イ 代理人が提出する場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面及び当該代理人の本人確認書類
- 4 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあっては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 9 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあっては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者になろうとする者にあっては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。